

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

記入例

○「長野県価格高騰特別対策支援金(家計急変世帯分)申請書」と一緒にご提出ください。

① 予期せず家計が急変した事由を簡潔に記載してください

【記載例】・令和6年7月に病気で入院し8月の給与が減少した

【1】・令和6年10月に退職したが就職ができずに12月から収入が無い等

病気のため7月に就労が制限され、8月の給与が非課税相当に減少したため

【1】予期せず令和6年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少がした場合その事由を簡潔に記載してください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

記載例 (収入で申請) ※令和6年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和6年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	所得割 非課税相当 給与収入 限度額 ⑦	
						給与収入 ⑤A	事業収入又は 不動産収入 ⑤B	年金収入 ⑤C			
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	1 【2】人	☒ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年1月 【3】	収入合計額 A+B+C= ⑤D 120,000 円	120,000 円	0 円	0 円	1,440,000 円 【5】	1,703,999 円 【4】
2	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	0 人	☐ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年1月	収入合計額 A+B+C= ⑤D 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	1,000,000 円
3											
4											
5											

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【令和6年1月から12月までの任意の1か月の収入により申請する場合】
【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載して下さい。
【4】下の早見表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入して下さい。
【5】所得割非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低い(⑥≤⑦)場合は給付金の支給対象
給与収入のみ世帯は⑥>⑦の場合は給付金に該当しません。

収入で申請される場合は、表面のみ記載

(記入上の注意)

① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)

所得で申請となる場合、裏面へ

② 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

③ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

④ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑤ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑥ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑦ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑧ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑨ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑩ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑪ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑫ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑬ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑭ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑮ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑯ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑰ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑱ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑲ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

⑳ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉑ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉒ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉓ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉔ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉕ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉖ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉗ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉘ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉙ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉚ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉛ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉜ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

㉝ 収入が非課税限度額を上回っていても、事業収入の経費、年金収入の控除額の計算により支給対象となる場合があります。裏面にお進みください。

※ 均等割非課税相当の場合は、住民税非課税世帯価格高騰対策給付金(申請期間令和7年7月31日まで)の対象になります。

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

記載例（所得で申請）

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【所得割 非課税所得 限度額 ⑫】
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	〇〇 〇〇	2,520,000	550,000	120,000	1,100,000	810,000	1,120,000
	〇〇 〇〇						
2	〇〇 〇〇	900,000	550,000	【8】		350,000	415,000
	〇〇 〇〇					【10】	【9】
3							
4							
5							

記入要領の例

【8】各欄に該当する控除額を記入して下さい。
 【9】下表の所得割非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。
 【10】年間所得見込額を計算してください
 年間所得見込額＝収入額－（⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除）
 家族の全員が ⑪≦⑫の状況になった場合は、給付金の支給対象です。

（記入上の注意）

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① $A \times 12$ の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ② $A \times 12$ の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 $\times 40\%$ － 10万円
- ③ $A \times 12$ の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分 $\times 30\%$ ＋ 8万円
- ④ $A \times 12$ の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分 $\times 20\%$ ＋ 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- （65歳未満の方） 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25$ ＋ 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15$ ＋ 68万5千円
- （65歳以上の方） 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.25$ ＋ 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 $\times 0.15$ ＋ 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － （ ⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除 ）

⑫「非課税所得限度額」には、⑪欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、⑪欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

（早見表）

扶養している親族の状況	所得割非課税相当所得限度額（円）
単身又は扶養親族がいない場合	450,000
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,120,000
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1,470,000
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	1,820,000
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2,170,000
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000

※ 均等割非課税相当の場合は、住民税非課税世帯価格高騰対策給付金（申請期間令和7年7月31日まで）の対象になります。